

弘田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、質疑及び議案の付託等について御協議願うため、お集まりいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 質疑について

弘田委員長 まず、議案に対する質疑についてである。
 このことについては、全ての会派から発言者の届け出が提出されている。
 質疑の発言順序については、先例のとおり、自由民主党、県民の会、日本共産党、
 公明党、一燈立志の会の順ということで、御了承願う。

(了 承)

弘田委員長 なお、発言時間及び発言回数については、前回お決めいただいたとおり、発言時
 間は15分以内、発言回数は3回以内ということで、御了承願う。

(了 承)

弘田委員長 また、開会日に議長から報告があったとおり、教育長から病氣療養のため、今臨
 時会において職務代理者として平田健一教育委員を出席させる旨の届け出があっ
 ている。

このため、本日の質疑においては、職務代理者が答弁することとなるので、御承
 願う。

(了 承)

2. 議案の付託について

弘田委員長 次に、1ページの資料1、議案の付託についてである。
 知事提出議案9件をお手元の議案付託表のとおり、本日の質疑終了後、所管の常
 任委員会に付託することにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

3. 意見書案について

弘田委員長 次に、6ページの資料2、意見書案についてである。
 会派から、緊急を要する案件として意見書案の提出があったので、その取り扱い
 について御協議願う。

初めに、提出会派からの説明を求める。

米田委員 各会派とも協議したが、全国的に緊急事態宣言が解除された。いよいよ検査や医
 療の体制の今後の抜本的な強化が求められている。また、その経済的なV字回復を
 含めて、しかし、県民や業界の皆様が大変な苦境にあるのも実際に、1日も早くそ
 れを支援する対策が必要で、国からの交付金をしっかりと確保することが求められ
 ていると思う。そういう点で、月内という話であるが、国が第2次補正予算を閣議

決定するということにきているので、私達県民の思いを急いで届けるということで、県民の健康と命、暮らしを守る、そういう対策をとれるようにしていただきたいということで、緊急になったが、意見書の提出をさせていただきたいと思う。

弘田委員長 それでは、これらの意見書案を緊急性があるものと認めるかについて、御協議願う。
御意見はないか。

梶原委員 先ほどの説明にもあったように、今刻一刻と進んでいる国の対策に少しでも早く反映させると、そういう意味では緊急性が十分あるものと、そういう認識である。

弘田委員長 ほかにないか。

(な し)

弘田委員長 それでは、この意見書案については、緊急性があるものと認めることで御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。
次に、意見書案の送付先についてである。
この意見書案については、6ページの資料2、意見書案一覧表案に記載してある常任委員会に送付することにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。
なお、常任委員会で不一致となった意見書案は、議運へ差し戻されることとなるが、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみなすことにしたいので、御了承願う。

(了 承)

弘田委員長 次に、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合についてである。今臨時会の会期の都合上、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、今回に限り、本日全ての常任委員会が閉会した時点から1時間以内に事務局へ提出するというので、御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長 それでは、さよう決する。

4. 議員報酬等の減額について

弘田委員長 次に、9ページの資料3、議員報酬等の減額についてである。

このことについては、前回の議運で、6月1日から30日までの1カ月間、議員報酬及び議員選出の監査委員の報酬を、月額30%に相当する額を減額する内容の条例議案を、議会運営委員会の委員の連名で提出することをお決めいただいていた。

これを受けて、条例議案の正副委員長案を作成しているのので、事務局に説明させる。

樫谷総務課長

9ページ資料3、高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案である。

ページの中ほどに条例本文があるが、その1行目、2行目で、特例期間を6月1日から30日までとし、中段以降にかぎ括弧で、30%減額後の議長、副議長、議員、議会選出の監査委員の報酬月額について規定をしている。また、最後にただし書きで、減額が6月の期末手当に影響しないように規定をしている。

附則では、第1項で施行日を6月1日とし、第2項で期間が終了している以前の特例条例を廃止することとしている。

10ページである。条例の議案説明で、「新型コロナウイルス感染症による本県経済への影響を考慮し」としている。この説明は、知事等の給与を減額する条例の議案説明と同じである。11ページは条例議案の要綱であるが、これまでの説明と重複するので、説明は省略する。

以上である。

弘田委員長

御意見があればどうぞ。

(なし)

弘田委員長

それでは、正副委員長案のとおり、高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例を、議運の委員の連名で、緊急を要する議案として閉会日の本会議に提出することに御異議ないか。

(異議なし)

弘田委員長

それでは、さよう決する。

なお、議事手続については、閉会日の議運で改めてお諮りすることとする。

ここで、本日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

弘田委員長

この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

5. その他

弘田委員長

最後に、その他で何かないか。

(吉岡議事課長、挙手)

弘田委員長

吉岡議事課長、どうぞ。

R2. 5. 26 議会運営委員会

吉岡議事課長	<p>本会議場の空調に関する御報告である。</p> <p>現在、県庁本庁舎全体の空調設備の改修を行っている関係で、議場の冷房を行うことができない。このため、扇風機を設置し、暑くなった場合は、これにより代用することとするので、御了承願う。なお、6月定例会には冷房が使用できる見込みとなっている。</p> <p>以上である。</p>
弘田委員長	<p>何か質問はないか。</p> <p>(なし)</p>
弘田委員長	<p>それでは、事務局説明のとおりで、御了承願う。</p> <p>(了承)</p>
弘田委員長	<p>ほかに、その他で何かないか。</p> <p>(なし)</p>
弘田委員長	<p>それでは、協議事項は以上である。</p> <p>次回の議運は、特別の事情がなければ、明日の閉会日5月27日水曜日に開催することとする。</p> <p>協議事項は、閉会日の議事手続等についてである。</p> <p>なお、閉会日の議運の開会時刻は、常任委員会の審査状況にもよると思われるが、午後2時をめぐりとし、本会議の開会時刻は、午後3時をめぐりとしたいが、いかがか。</p> <p>(異議なし)</p>
弘田委員長	<p>それでは、明日の議運の開会は午後2時、本会議の開会は午後3時をめぐりとする。本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
弘田委員長	<p>それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐりとする。</p> <p>以上で、本日の議会運営委員会を終わる。</p>